

「富山テレビ放送放送基準」の変更に関するご説明資料

1. 諮問に至る経緯

- ・ 当社では、放送法第5条に基づき、“放送番組の編集の基準”として「富山テレビ放送 放送基準」を定め、同基準に従って、番組の編集（放送）を行っています。
- ・ このほど、「民放連 放送基準」が改正され、2023年4月1日に施行されることになり、当社では、改正された同基準を自社の放送基準として引き続き準用したいと考え、放送法第6条第3項に基づき、「富山テレビ放送 放送基準」の一部変更を、番組審議会に諮問することとしました。

【参考】放送法第5条第1項、放送法第6条第3項
(番組基準)

第5条 放送事業者は、放送番組の種別（教養番組、教育番組、報道番組、娯楽番組等の区分をいう。以下同じ。）及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準（以下「番組基準」という。）を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない。

(放送番組審議機関)

第6条 放送事業者は、放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関（以下「審議機関」という。）を置くものとする。

3 放送事業者は、番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、審議機関に諮問しなければならない。

2. 「民放連 放送基準」の概要

- ・ 民放連は全国の民放ラジオ・テレビ社を会員とする事業者団体です。
- ・ 「民放連 放送基準」は、1951(昭和26)年10月に制定され、その後、社会状況の変化に対応して数次にわたる改正を重ねてきました。
- ・ “視聴者（聴取者）の利益を第一に”との理念のもと、放送事業者が社会の一員として、番組・CMが一定のレベルを確保するために守るべき事項を規定しており、現行の基準は前文と、第1章～18章までの計152条文で構成されています。
- ・ 多くの民放連会員社が、「民放連 放送基準」を自社の番組基準に採り入れています。

3. 「民放連 放送基準」2023年改正の経緯

- ・ 「民放連 放送基準」は、民放連会長の直属の機関である「放送基準審議会」が、おおむね5年ごとに見直しを行っています。
- ・ 前回見直しを行った2014年以降の社会の変化、特に人権意識の一層の高まりや、価値観の多様化に対応することなどを目的とし、2019年から見直し検討を進め、民放連会員全社への意見照会も実施したうえで、2022年5月の民放連理事会で改正が決定されました。
- ・ 結果として、現行152条文のうち45条文を改正するほか、条文の削除に伴い、条文番号を変更するなど、大幅な見直しとなりました。
- ・ 民放連は、各社での手続きに要する期間や、社内周知期間などを考慮するとして、施行日を「2023年4月1日」としています。

4. 「富山テレビ放送放送基準」で準用する「民放連 放送基準」2023年改正の内容

- ・ 「富山テレビ放送放送基準」で準用を予定している「民放連 放送基準」2023年の改正条文は次のとおり。

現行基準	新基準
<p>第1章 人権</p> <p>(5) 人種・性別・職業・境遇・信条などによって取り扱いを差別しない。</p>	<p>第1章 人権</p> <p>(5) 人種・<u>民族、性、職業、境遇、信条などによって、<u>差別的な取り扱いをしない。</u></u></p>
<p>第2章 法と政治</p> <p>(10) 人種・民族・国民に関することを取り扱う時は、その感情を尊重しなければならない。</p>	<p>第2章 法と政治</p> <p>(10) 人種・民族・<u>その国や地域の人々</u>に関することを取り扱う時は、その感情を尊重しなければならない。</p>
<p>第3章 児童および青少年への配慮</p> <p>(16) 児童向け番組は、健全な社会通念に基づき、児童の品性を損なうような言葉や表現は避けなければならない。</p> <p>(17) 児童向け番組で、悪徳行為・残忍・陰惨などの場面を取り扱う時は、児童の気持ちを過度に刺激したり傷つけたりしないように配慮する。</p>	<p>第3章 児童および青少年への配慮</p> <p>(16) 児童向け番組は、社会通念に<u>照らし、児童の心身の健全な成長にふさわしくない</u>言葉や表現は避けなければならない。</p> <p>(17) 児童向け番組で、<u>暴力</u>・残忍・陰惨などの場面を取り扱う時は、児童の気持ちを過度に刺激したり傷つけたりしないように配慮する。</p>

現行基準	新基準
<p>(19) 武力や暴力を表現する時は、青少年に対する影響を考慮しなければならない。</p> <p>(21) 児童を出演させる場合には、児童としてふさわしくないことはさせない。特に報酬または賞品を伴う児童参加番組においては、過度に射幸心を起こさせてはならない。</p> <p>(22) 未成年者の喫煙、飲酒を肯定するような取り扱いはしない。</p>	<p>(19) 武力・暴力や社会的に賛否のある事柄を表現する時は、特に青少年に対する影響を考慮しなければならない。</p> <p>(21) 児童を出演させる場合には、児童としてふさわしくないことはさせない。また、報酬や賞品を伴う児童参加番組においては、過度に射幸心を起こさせてはならない。</p> <p>(22) 20歳未満の喫煙、飲酒を肯定するような取り扱いはしない。</p>
<p style="text-align: center;">第4章 家庭と社会</p> <p>(23) 家庭生活を尊重し、これを乱すような思想を肯定的に取り扱わない。</p> <p>(24) 結婚制度を破壊するような思想を肯定的に取り扱わない。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 家庭と社会</p> <p>(23) 家庭生活については、これを尊重するとともに、多様な価値観を踏まえ一面的な取り上げ方にならないよう注意する。</p> <p>(現行第23条と統合し、現行第24条は廃止)</p>
<p style="text-align: center;">第5章 教育・教養の向上</p>	<p style="text-align: center;">第5章 教育・教養の向上</p> <p style="text-align: center;">※改正条文なし</p>
<p style="text-align: center;">第6章 報道の責任</p> <p>(32) ニュースは市民の知る権利へ奉仕するものであり、事実に基づいて報道し、公正でなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 報道の責任</p> <p>(31) 報道活動は市民の知る権利へ奉仕するものであり、事実に基づき、公正でなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">第7章 宗教</p> <p>(39) 信教の自由および各宗派の立場を尊重し、他宗・他派を中傷、ひぼうする言動は取り扱わない。</p> <p>(40) 宗教の儀式を取り扱う場合、またその形式を用いる場合は、尊厳を傷つけないように注意する。</p> <p>(41) 宗教を取り上げる際は、客観的事実を無視したり、科学を否定する内容にならないよう留意する。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 宗教</p> <p>(38) 信教の自由を尊重し、他宗・他派を誹謗中傷したり、信仰の強要につながったりするような表現は取り扱わない。</p> <p>(39) 宗教の教義、儀式にかかわる事物を取り扱う場合は、その宗教の尊厳を傷つけないように注意する。宗教とは直接的な関係がない場面でそれらを用いる場合は特に注意する。</p> <p>(40) 宗教を取り上げる際は、客観的事実を無視したり、科学を否定したりする内容にならないよう留意する。</p>

現行基準	新基準
<p style="text-align: center;">第8章 表現上の配慮</p> <p>(45) 方言を使う時は、その方言を日常使っている人々に不快な感じを与えないように注意する。</p> <p>(49) 心中・自殺は、古典または芸術作品であっても取り扱いを慎重にする。</p> <p>(55) 病的、残虐、悲惨、虐待などの情景を表現する時は、視聴者に嫌悪感を与えないようにする。</p> <p>(56) 精神的・肉体的障害に触れる時は、同じ障害に悩む人々の感情に配慮しなければならない。</p> <p>(57) 医療や薬品の知識および健康情報に関しては、いたずらに不安・焦燥・恐怖・楽観などを与えないように注意する。</p> <p>(59) いわゆるショッピング番組は、関係法令を順守するとともに、事実に基づく表示を平易かつ明瞭に行い、視聴者の利益を損なうものであってはならない。</p>	<p style="text-align: center;">第8章 表現上の配慮</p> <p>(44) <u>地域の文化や風習、言葉を尊重し、それを日常としている人々に不快感を与えないように注意する。</u></p> <p>(48) <u>自殺・心中は、たとえフィクションであっても取り扱いを慎重にする。</u></p> <p>(54) 残虐、悲惨、虐待などの情景を表現する時は、視聴者に嫌悪感を与えないようにする。</p> <p>(55) <u>障害や病気</u>に触れる時は、同じ障害や病気に悩む人々の感情に配慮しなければならない。</p> <p>(56) 医療や薬品の知識および健康情報に関しては、いたずらに不安・焦燥・恐怖・<u>混乱・楽観</u>などを与えないよう注意するとともに、<u>適切な医療を受ける機会が失われることのないよう十分に配慮する。</u></p> <p>(58) <u>ショッピング番組</u>は、関係法令を順守して、事実に基づく表示を平易かつ明瞭に行うこととし、視聴者の利益を損な<u>わないものでなければ</u>ならない。</p>
<p style="text-align: center;">第9章 暴力表現</p>	<p style="text-align: center;">第9章 暴力表現</p> <p style="text-align: center;">※改正条文なし</p>
<p style="text-align: center;">第10章 犯罪表現</p> <p>(69) 麻薬や覚せい剤などを使用する場面は控え目にし、魅力的に取り扱ってはならない。</p> <p>(71) 誘拐などを取り扱う時は、その手口を詳しく表現してはならない。</p> <p>(72) 犯罪容疑者の逮捕や尋問の方法、および訴訟の手続きや法廷の場面などを取り扱う時は、正しく表現するように注意する。</p>	<p style="text-align: center;">第10章 犯罪表現</p> <p>(68) 麻薬や覚醒剤などの<u>薬物</u>を使用する場面は、<u>視聴者に与える影響を十分に考慮し、慎重</u>に取り扱う。</p> <p>(70) 誘拐などを取り扱う時は、その<u>犯罪</u>手口を詳しく表現してはならない。</p> <p>(71) 犯罪容疑者の逮捕や<u>取り調べ</u>の方法、および訴訟の手続きや法廷の場面などを取り扱う時は、正しく表現するように注意する。</p>
<p style="text-align: center;">第11章 性表現</p>	<p style="text-align: center;">第11章 <u>性に関する</u>表現</p>

現行基準	新基準
<p>(73) 性に関する事柄は、視聴者に困惑・嫌悪の感じを抱かせないように注意する。</p> <p>(77) 性的少数者を取り上げる場合は、その人権に十分配慮する。</p> <p>(76) 性的犯罪や変態性欲・性的倒錯を表現する場合は、過度に刺激的であってはならない。</p>	<p>(72) 性に関する表現は、<u>過度な興味本位に陥ったり、露骨になり過ぎたりしないよう、取り扱いに注意する。</u></p> <p>(73) 性的マイノリティを取り上げる場合は、その人権に十分配慮する。</p> <p>(74) 性犯罪や性暴力、性的倒錯を表現する場合は、過度に刺激的であってはならない。<u>また、被害者の心情に配慮する。</u></p>
<p>第12章 視聴者の参加と懸賞・景品の取り扱い</p> <p>(84) 企画や演出、司会者の言動などで、出演者や視聴者に対し、礼を失したり、不快な感じを与えてはならない。</p> <p>(86) 懸賞募集では、応募の条件、締め切り日、選考方法、賞の内容、結果の発表方法、期日などを明らかにする。ただし、放送以外の媒体で明らかな場合は一部を省略することができる。</p> <p>(87) 景品などを贈与する場合は、その価値を誇大に表現したり、あるいは虚偽の表現をしてはならない。</p>	<p>第12章 視聴者の参加と懸賞・景品の取り扱い</p> <p>(83) 企画や演出、司会者の言動などで、出演者や視聴者に対し、礼を失したり、不快な感じを与えたりしてはならない。</p> <p>(85) 懸賞募集では、応募の条件、締め切り日、選考方法、賞の内容、結果の発表方法、期日などを明らかにする。ただし、放送以外の媒体で明らかな場合は一部を省略することができる。<u>さらに、選考にあたっては公正な取り扱いを期する。</u></p> <p>(86) 景品などを贈与する場合は、その価値を誇大に表現したり、あるいは虚偽の表現をしたりしててはならない。</p>
<p>第13章 広告の責任</p>	<p>第13章 広告の責任 ※改正条文なし</p>
<p>第14章 広告の取り扱い</p> <p>(92) 広告放送はコマーシャルによって、広告放送であることを明らかにしなければならない。</p> <p>(101) 広告は、たとえ事実であっても、他をひぼうし、または排斥、中傷してはならない。</p> <p>(103) 係争中の問題に関する一方的主張または通信・通知の類は取り扱わない。</p>	<p>第14章 広告の取り扱い</p> <p>(91) 広告放送はコマーシャルとして放送することによって、広告放送であることを明らかにしなければならない。</p> <p>(100) 広告は、たとえ事実であっても、他を誹謗し、または排斥、中傷してはならない。</p> <p>(102) 係争中の問題に関する一方的主張や、<u>これに関する</u>通信・通知の類は取り扱わない。</p>

現行基準	新基準
<p>(111) 秘密裏に使用するものや、家庭内の話題として不適当なものは取り扱いに注意する。</p> <p>(113) アマチュア・スポーツの団体および選手を広告に利用する場合は、関係団体と連絡をとるなど、慎重に取り扱う。</p> <p>(114) 寄付金募集の取り扱いは、主体が明らかで、目的が公共の福祉に適い、必要な場合は許可を得たものでなければならない。</p> <p>(118) テレビショッピング、ラジオショッピングは、関係法令を順守するとともに、事実に基づく表示を平易かつ明瞭に行い、視聴者の利益を損なうものであってはならない。</p>	<p>(110) <u>衛生用品などの広告は、その商品特性に応じて、広告表現に留意する。</u></p> <p>(112) <u>アマチュアスポーツ</u>の団体および選手を広告に利用する場合は、関係団体と連絡をとるなど、慎重に取り扱う。</p> <p>(113) 寄付金募集の取り扱いは、主体が明らかで、目的が公共の福祉に<u>かない</u>、必要な場合は許可を得たものでなければならない。</p> <p>(117) ショッピングCMは、関係法令を順守して、<u>事実に基づく表示を平易かつ明瞭に行うこととし、視聴者の利益を損なわないものでなければならない。</u></p>
<p style="text-align: center;">第15章 広告の表現</p> <p>(126) ニュースと混同されやすい表現をしてはならない。特に報道番組のCMは、番組内容と混同されないようにする。</p> <p>(127) 統計・専門術語・文献などを引用して、実際以上に科学的と思わせるおそれのある表現をしてはならない。</p>	<p style="text-align: center;">第15章 広告の表現</p> <p>(125) ニュースと混同されやすい表現をしてはならない。特に報道番組<u>で</u>のCMは、番組内容と混同されないようにする。</p> <p>(126) 統計・<u>学術用語</u>・文献などを引用して、実際以上に科学的と思わせるおそれのある表現をしてはならない。</p>
<p style="text-align: center;">第16章 医療・医薬品・化粧品などの広告</p> <p>(128) 医療・医薬品・医薬部外品・医療機器・化粧品・いわゆる健康食品などの広告で医師法・医療法・薬事法などに触れるおそれのあるものは取り扱わない。</p> <p>(136) いわゆる健康食品の広告で、医薬品的な効能・効果を表現してはならない。</p>	<p style="text-align: center;">第16章 医療・医薬品・化粧品などの広告</p> <p>(127) 医療、<u>医薬品</u>・<u>医薬部外品</u>・<u>医療機器</u>・<u>化粧品</u>・<u>健康食品</u>などの広告で<u>関係法令</u>などに触れるおそれのあるものは、<u>取り扱わない。</u></p> <p>(135) 健康食品の広告で、<u>医薬品的な効能・効果を表現してはならない。</u></p>
<p style="text-align: center;">第17章 金融・不動産の広告</p> <p>(137) 金融業の広告で、業者の実態・サービス内容が視聴者の利益に反するものは取り扱わない。</p>	<p style="text-align: center;">第17章 金融・不動産の広告</p> <p>(136) <u>金融に関する</u>広告で、<u>事業者の実態</u>・サービス内容が視聴者の利益に反するものは取り扱わない。</p>

現行基準	新基準																																																				
<p>(141) 宅地建物取引業法、建設業法により、免許・許可を受けた業者以外の広告は取り扱わない。</p> <p>(143) 法令に違反したものや、権利関係などを確認できない不動産などの広告は取り扱わない。</p>	<p>(140) <u>不動産に関する広告は、宅地建物取引業法、建設業法により、免許・許可を受けている事業者以外のもの、法令に違反したものや権利関係などを確認できないものは取り扱わない。</u></p> <p>(現行第141条と統合し、現行第143条は廃止)</p>																																																				
<p style="text-align: center;">第18章 広告の時間基準</p> <p>(144) コマーシャルの種類はタイムCM、スポットCMとする。</p> <p>〈テレビ〉</p> <p>(151) スポットCMの標準は次のとおりとするが、放送素材の音声標準は民放連技術規準による。</p>	<p style="text-align: center;">第18章 広告の時間基準</p> <p>(142) コマーシャルの種類はタイムCM、スポットCMを<u>基本</u>とする。</p> <p>〈テレビ〉</p> <p>(149) <u>コマーシャルの標準は次を目安とするが、放送素材の音声標準は民放連技術規準による。</u></p>																																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">素 材</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">音 声</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">時 間</th> <th style="text-align: center;">音 節 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">5 秒</td> <td style="text-align: center;">3.5秒以内</td> <td style="text-align: center;">21音節</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10 秒</td> <td style="text-align: center;">8秒以内</td> <td style="text-align: center;">48音節</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15 秒</td> <td style="text-align: center;">13秒以内</td> <td style="text-align: center;">78音節</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20 秒</td> <td style="text-align: center;">18秒以内</td> <td style="text-align: center;">108音節</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30 秒</td> <td style="text-align: center;">28秒以内</td> <td style="text-align: center;">168音節</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">60 秒</td> <td style="text-align: center;">58秒以内</td> <td style="text-align: center;">348音節</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">その他は各放送局の定めるところによる。</td> </tr> </tbody> </table>	素 材	音 声		時 間	音 節 数	5 秒	3.5秒以内	21音節	10 秒	8秒以内	48音節	15 秒	13秒以内	78音節	20 秒	18秒以内	108音節	30 秒	28秒以内	168音節	60 秒	58秒以内	348音節	その他は各放送局の定めるところによる。			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">素 材</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">音 声</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">時 間</th> <th style="text-align: center;">音 節 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">5 秒</td> <td style="text-align: center;"><u>4秒以内</u></td> <td style="text-align: center;"><u>24音節</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10 秒</td> <td style="text-align: center;"><u>9秒以内</u></td> <td style="text-align: center;"><u>54音節</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15 秒</td> <td style="text-align: center;"><u>14秒以内</u></td> <td style="text-align: center;"><u>84音節</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20 秒</td> <td style="text-align: center;"><u>19秒以内</u></td> <td style="text-align: center;"><u>114音節</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30 秒</td> <td style="text-align: center;"><u>29秒以内</u></td> <td style="text-align: center;"><u>174音節</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">60 秒</td> <td style="text-align: center;"><u>59秒以内</u></td> <td style="text-align: center;"><u>354音節</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">その他は各放送局の定めるところによる。</td> </tr> </tbody> </table>	素 材	音 声		時 間	音 節 数	5 秒	<u>4秒以内</u>	<u>24音節</u>	10 秒	<u>9秒以内</u>	<u>54音節</u>	15 秒	<u>14秒以内</u>	<u>84音節</u>	20 秒	<u>19秒以内</u>	<u>114音節</u>	30 秒	<u>29秒以内</u>	<u>174音節</u>	60 秒	<u>59秒以内</u>	<u>354音節</u>	その他は各放送局の定めるところによる。		
素 材		音 声																																																			
	時 間	音 節 数																																																			
5 秒	3.5秒以内	21音節																																																			
10 秒	8秒以内	48音節																																																			
15 秒	13秒以内	78音節																																																			
20 秒	18秒以内	108音節																																																			
30 秒	28秒以内	168音節																																																			
60 秒	58秒以内	348音節																																																			
その他は各放送局の定めるところによる。																																																					
素 材	音 声																																																				
	時 間	音 節 数																																																			
5 秒	<u>4秒以内</u>	<u>24音節</u>																																																			
10 秒	<u>9秒以内</u>	<u>54音節</u>																																																			
15 秒	<u>14秒以内</u>	<u>84音節</u>																																																			
20 秒	<u>19秒以内</u>	<u>114音節</u>																																																			
30 秒	<u>29秒以内</u>	<u>174音節</u>																																																			
60 秒	<u>59秒以内</u>	<u>354音節</u>																																																			
その他は各放送局の定めるところによる。																																																					

以 上